

# 奈良県立医科大学動物実験管理規程

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学（以下「大学」という。）における動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を実施する教職員と学生等の安全確保の観点から適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）及び日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）並びに「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Refinement、Replacement、Reduction）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用やその他の科学上の利用に供することをいう。
- 2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備であり、本学では医学研究支援センター動物実験施設（以下「施設」という。）をいう。
- 3) 実験室 実験動物に実験操作（24時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- 4) 実験動物 実験等の利用に供するために飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 5) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 8) 管理者 学長の下で、実験動物、施設及び実験室を管理する者（奈良県立医科大学医学研究支援センター規程に定める施設長）をいう。
- 9) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- 10) 動物実験安全主任者 動物実験の安全確保に関し学長を補佐する者をいう。
- 11) 動物実験設備管理者 施設の電源設備、給排水設備等の運転及び保守等の業務を総括する者をいう。
- 12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 13) 管理者等 学長、管理者、動物実験安全主任者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 14) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令（告示を含む）をいう。
- 15) 指針等 基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において行われる哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属する動物を用いるすべての動物実験等に適用する。

- 2 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物以外の動物を実験等に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等を別の機関に委託等する場合は、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認する。

(学長)

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を 終的な責任者として統括する。  
2 学長は、施設の設備及び組織等の体制を整え、かつ動物実験の安全及び適正な実施を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1) 動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。
  - 2) 動物実験計画について委員会の審議を経て、承認を与えること。
  - 3) 委員会の審議を経て、規則等の制定・改廃を行うこと。
  - 4) 動物実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を任命すること。
  - 5) 動物実験実施者への教育訓練及び健康管理を行うこと。
  - 6) 自己点検・評価並びに情報公開に関すること。
  - 7) その他必要な事項を実施すること。
- 3 公立大学法人奈良県立医科大学事務決裁規程（平成20年4月1日制定）に基づき、前項第2号、第3号、第5号第6号及び7号は先端医学研究支援機構長が専決する。

（施設の組織）

第5条 動物実験の安全と実験動物の適正な飼育管理のため、奈良県立医科大学医学研究支援センター規程に定める職員  
の他、次の各号に掲げる職員を置く。

- 1) 実験動物管理者
- 2) 安全主任者
- 3) 動物実験設備管理者

（委員会の設置）

第6条 大学における動物実験の適正な実施と安全を確保するため、委員会を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 1) 動物実験に携わる本学の教員 若干名
  - 2) 管理者
  - 3) 実験動物管理者
  - 4) 安全主任者
  - 5) 奈良県立医科大学組換えDNA実験安全委員会委員長
  - 6) 動物実験設備管理者
  - 7) その他学長が必要と認める者 若干名
- 3 前項の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含めるものとする。
- 4 第2項第1号の委員は、教育研究審議会の議を経て学長が任命する。
- 5 第2項第1号及び第7号により任命された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員がこれを互選する。
- 7 委員長は、必要に応じて委員会を召集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 9 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

（委員会の職務）

第7条 委員会は、学長の諮問等に応じて次の各号に掲げる事項を審議及び調査するとともに、これらの事項に関して学長に対し提言又は報告し、必要に応じて実験者に対して指導及び助言を行う。

- 1) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- 2) 動物実験計画に関すること。
- 3) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 4) 施設及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 5) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関連法令及び指針等に関する教育訓練及び健康管理に関すること。
- 6) 動物実験に関する自己点検・評価に関すること。
- 7) 危険時及び事故発生の際に必要な措置並びに改善策に関すること。
- 8) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

- 2 委員会は、必要に応じて動物実験責任者に対し報告を求めることができる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。

(安全主任者)

第8条 安全主任者は、実験の安全確保に関し学長を補佐するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1) 動物実験責任者に対し指導及び助言をすること。
- 2) 動物実験責任者又は動物実験実施者がこの規程に従って実験を適正に遂行していることを確認すること。
- 3) その他実験の安全確保に関すること。

(実験動物管理者)

第9条 実験動物管理者は、学長が本学教員のうちから選任する。

2 実験動物管理者は、施設の安全な利用を図り、危険を防止するため必要な監督を行うとともに、動物実験計画に基づく動物の飼育について、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1) 動物実験計画に基づく動物飼育室の使用許可に関すること。
- 2) 動物飼育に関し、動物実験責任者及び動物実験実施者に対し指導及び助言をすること。
- 3) 動物実験責任者及び動物実験実施者が使用する実験室の使用許可に関すること。
- 4) その他管理上必要なこと。

(動物実験設備管理者)

第10条 動物実験設備管理者(以下「設備管理者」という。)は、実験動物管理者の指示に従い、電源設備、給排水設備及び給排気設備等の運転及び保守等の業務を総括する。

2 設備管理者は、新キャンパス・施設マネジメント課長をもって充てる。

(動物実験責任者)

第11条 動物実験実施者は、実験を実施しようとする場合、動物実験計画ごとに動物実験責任者を定めなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験実施者が所属する教室の教員をもって充てる。

(動物実験責任者の職務)

第12条 動物実験責任者は、当該動物実験計画の適正な実施を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1) 動物実験計画を取りまとめ、学長に承認の申請を行うこと。
- 2) 実験動物と動物実験について動物実験実施者に指導及び助言を行うこと。
- 3) その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

(動物実験実施者)

第13条 動物実験実施者は、動物実験を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 動物実験計画を立案し、動物実験責任者を経て学長に提出し、承認を得ること。
- 2) 実験動物と動物実験について、委員会、安全主任者及び実験動物管理者の助言を尊重し、指導に従うこと。
- 3) 供試動物の選択にあたっては、特に遺伝学的・微生物学的品質に関して、実験動物管理者の指導に従うこと。

(動物実験計画の立案、申請及び承認)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により得られるデータの科学的合理性の確保並びに動物実験倫理の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書(各飼育区域使用申込書を兼ねる。第1号様式)を学長に提出し、動物実験計画及び飼育室使用の承認を得なければならない。

2 立案に当たっては、以下の点について配慮するものとする。

- 1) 科学上の利用の目的を達成することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに考慮すること。
- 2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に

適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

- 3) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。
  - 4) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
  - 5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合、動物実験等を計画する段階で実験動物を激しい苦痛から解放するために実験を打ち切る時期（以下「人道的エンドポイント」という。）の設定を検討すること。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 4 学長は、前項の申請書の内容を委員会等による審査を経て、その結果は 終審査結果通知書（第2号様式）をもって当該動物実験責任者に通知する。
- 5 使用の範囲がラジオアイソトープ実験施設、組換えDNA実験施設及び大学共同研究施設にまたがる場合、管理者は各施設の同意を得た上で、施設利用を承認するものとする。

#### （施設の利用）

第15条 動物実験実施者が行うすべての動物実験は、施設内で行わなければならない。ただし、委員会の議に基づき施設外で行うことが適当と特に学長が認めた実験については、この限りではないが、動物の再搬入はできない。

- 2 施設の利用者は、施設の秩序並びに清潔の保持のため、別に定める奈良県立医科大学動物実験施設利用心得等を遵守しなければならない。

#### （動物の購入及び搬入）

第16条 管理者等は、実験動物の導入に当たり、法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するよう努めなければならない。

- 2 第14条第4項により承認を受けた動物実験実施者は、購入する動物を最終審査結果通知書（第2号様式）に基づき、発注及び搬入するものとする。
- 3 特殊な場合の動物の搬入については、実験動物管理者の承認を得なければならない。

#### （動物の検収と検疫）

第17条 実験動物管理者は、動物を施設に搬入する際には、動物の発注条件及び異常の有無等を確認し、動物の状態、輸送方法及び輸送時間等を記録しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

#### （標準操作手順の作成と周知）

第18条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させなければならない。

#### （実験動物の飼育管理）

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準に即し協力して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 適切な施設及び設備の維持管理に努め、実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切な給餌、給水及び排泄物処理等の飼育管理を行うこと。
- 2) 飼育室及び実験室の照明、その他の環境条件（気候因子、住居因子、同居因子及び微生物汚染等）を適正に保持するよう努めること。
- 3) 実験中の動物についてはもちろんのこと、施設搬入時から処分に至るすべての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し、適切な処置を施すこと。
- 4) 実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。
- 5) 実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に必要な治療等を行うこと。

#### （実験操作）

第20条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、法令、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- 1) 適切に維持管理された施設及び実験室を用いて動物実験等を行うこと。
  - 2) 動物実験計画書に記載された事項及び指針等を参考に以下の事項に配慮すること。
    - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
    - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
    - ウ 適切な術後管理
    - エ 適切な安楽死の選択
  - 3) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
  - 4) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験実施者は、実験操作について、必要な場合、実験動物管理者等又は委員会に判断を求めなければならない。

（実験終了時等の処置）

第 21 条 動物実験実施者は、実験を終了又は中止あるいは変更又は追加した場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 実験を終了又は中断した場合は、動物を基準に従って速やかに安楽死させ、動物実験（終了・中止）報告書（第 3 号様式）を提出すること。また、研究課題に対応した動物実験成果報告書（第 4 号様式）を学長に提出すること。
  - 2) 実験を変更又は追加する場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（第 5 号様式）を学長に提出し、承認をえること。
  - 3) 動物の屍体の保管にあたっては、悪臭の発生及び病原体による生物学的危険性等の防止に努めること。
  - 4) 飼育中又は実験後の動物の屍体及び廃棄物等は、次の各要領により焼却処分すること。
    - ア 屍体及び廃棄物等は、動物実験実施者が所定のビニール袋に密封した上、実験動物管理者が指定した場所に置くこと。
    - イ 前項目に基づき管理者が必要な処置を講ずるときは、いずれの利用者もその指示に従うこと。
- 2 動物の屍体、汚物の保管、焼却等の作業の一部を実験動物管理者及び飼養者に委嘱することができる。

（施設等の維持管理）

第 22 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設の維持管理に努めなければならない。

2 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- 1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
  - 2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
  - 3) 床や内壁などは清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
  - 4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
  - 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
  - 6) 実験動物管理者が置かれていること。
- 3 動物実験実施者が施設内の実験室を使用し、機械器具等を搬入するときは、実験室使用兼機械器具搬入申込書（第 6 号様式）を提出し、施設長の承認を得なければならない。
- 4 動物実験実施者は、実験終了後速やかに機械器具を搬出し、実験室を使用前の現状に復さなければならない。

（実験室の設置）

第 23 条 飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作を行う実験室を設置する場合、所属長が実験室設置承認申請書（第 7 号様式）を学長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 動物実験実施者は、実験室の設置について学長の承認を得た後でなければ、当該実験室において動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

（実験室の要件）

第 24 条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- 1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

#### (動物の飼料管理)

第 25 条 動物実験実施者は、各実験動物の飼料の購入にあたっては実験動物管理者の承認を得なければならない。

2 飼料の保管等については、別に管理者が定める。

#### (実験動物の健康及び安全の保持)

第 26 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

#### (教育訓練等)

第 27 条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な以下の教育訓練の実施、その他資質向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ①法令、指針等、大学の定める規程等
- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③動物実験の飼養又は保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤人獣共通感染症に関する事項
- ⑥その他、適切な動物実験等に関する事項

2 学長は、公立大学法人奈良県立医科大学文書管理規程（平成 31 年 4 月 1 日制定）に基づき、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存する。

3 動物実験実施者は、法令等に改正があった場合、第 1 項に規定する教育訓練を受講しなければならない。

#### (特殊実験の規制)

第 28 条 動物実験実施者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び各機関の関連規程等に従うとともに、安全のため適切な施設や設備を確保すること。
- 2) 放射性同位元素及び放射線を用いる実験については、奈良県立医科大学研究用放射線障害予防規程（平成 5 年 10 月制定）に、DNA 組換え体を用いる実験については、奈良県立医科大学組換え DNA 実験安全管理規程（平成 3 年 10 月制定）に従うとともに、ラジオアイソトープ実験施設及び組換え DNA 実験施設においてそれぞれ実験を行うこと。ただし、委員会が認める「安全性の高い遺伝子操作動物個体を用いた新たに遺伝子操作を伴わない実験」は、この限りでない。
- 3) 生きた病原体を用いる実験については、感染動物実験室以外で飼育及び実験を行わないこと。
- 4) 特定化学物質、変異原物質または安全性未確認物質を用いる実験については、安全性について十分配慮した上、実施すること。なお、特定化学物質については、奈良県立医科大学動物実験に係る特定化学物質に関する管理規程（平成 31 年 1 月制定）に従うこと。

#### (事故等の対応)

第 29 条 原因不明の症状または感染症の疑いのある動物を発見した者は、直ちに安全主任者に届け出なければならない。

2 安全主任者が前項の届出を受け、必要な処置を講ずるときは、いずれの利用者もその指示に従わなければならない。

3 施設に常備されている機械器具及び備品等に故障または毀損等が生じたときは、直ちに実験動物管理者を通じ管理者に届け出なければならない。

4 管理者は、前項の届出を受け、毀損等が使用者の責任に帰すべきものについては弁償を命ずることがある。

5 地震等の災害及び火災等が発生した場合には、動物実験実施者は、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止、病原体、特殊物質、変異原物質又は安全性未確認物質等が施設外、あるいは実験室外に漏出しないよう応急の処置を講ずるとともに、直ちに発見者は研究推進課並びに講座主任者に報告のうえ、安全主任者の指導及び助言の下に適切な措置を講じ、すみやかに動物実験に係る事故処理報告書（第 8 号様式）を学長及び危機管理委員会委員長に提出しなければならない。

6 管理者は、地震等の災害及び火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

7 管理者、委員長、安全主任者、実験動物管理者及び設備管理者は、緊急事態発生において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症への対応)

第30条 実験動物管理者、安全主任者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めるものとする。

2 管理者、実験動物管理者、安全主任者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めるものとする。

(健康管理)

第31条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第32条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第33条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度毎に飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第34条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第35条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(施設及び実験室の廃止)

第36条 施設及び実験室を廃止する場合、管理者あるいは所属長が所定の飼養保管施設・動物実験室廃止届（第9号様式）を学長に提出しなければならない。

2 管理者あるいは所属長は、必要に応じて、実験動物管理者及び動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(危害防止)

第37条 管理者、安全主任者及び実験動物管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者、安全主任者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設及び実験室外に逃走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者、安全主任者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷及びアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講じなければならない。

4 管理者、安全主任者及び実験動物管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

5 管理者、安全主任者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人に危害を加える等おそれのある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講ずるよう努めなければならない。 6 管理者、安全主任者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(自己点検等)

第38条 学長は、定期的に動物実験等の基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行うものとする。

2 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第 39 条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報及び飼養保管基準等の遵守状況を毎年 1 回程度公表するものとする。

(施設の使用禁止)

第 40 条 学長は、実験者がこの規程又は細則等を遵守しない場合並びに動物実験計画の承認事項から逸脱した場合は、施設の使用及び動物実験等を禁ずることができる。

(準用)

第 41 条 学長は、第 2 条第 4 号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努める。

(準拠)

第 42 条 大学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(その他)

第 43 条 この規程の改廃は教育研究審議会及び役員会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

第 44 条 動物実験委員会及び動物実験に関する庶務は研究推進課において行う。

第 45 条 この規程に定めるもののほか、動物実験にかかる必要な事項は学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(他の規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、「奈良県立医科大学動物実験指針」(平成 2 年 1 1 月 2 7 日制定)及び「奈良県立医科大学実験動物委員会規程」(昭和 5 5 年 7 月 8 日制定)は、廃止する。

附 則 (平成 7 年 3 月 2 8 日)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 7 月 9 日)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 1 2 月 1 2 日)

この規程は、平成 1 2 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 1 0 月 9 日)

この規程は、平成 1 3 年 1 0 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年 7 月 1 3 日)

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 4 月 2 日)

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 2 月 7 日)

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 5 月 7 日)

この規程は、平成 2 1 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日)

この規程は、平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 1 6 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 3 0 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。